

事前評価調書

I 事業概要																																												
事業名	農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）																																											
地区名	かわぐち 川口地区																																											
事業箇所	へきなん かわぐち 碧南市川口町																																											
事業のあらまし	<p>本地区は、碧南市の南部に位置し、一級河川矢作川の右岸に広がる面積約 114.2ha の畑地帯である。県営畑地帯総合土地改良事業（1987 年～1992 年）により畑地かんがい施設が整備され、幹線用水路である碧南用水路からの用水を揚水機場から圧送し、各ほ場へと配水を行っている。</p> <p>しかし、整備後約 30 年が経過していることから老朽化が進み、揚水機の故障などの被害が発生している。その結果、修理や送水圧の調整等に多大な経費と労力が必要となり、農業経営を圧迫する状況となっており、早急の対応が望まれている。</p> <p>本事業は、老朽化した揚水機場の再整備を行うことで、用水供給の安定化や維持管理費の節減を図り、担い手への利用集積の拡大を目指す。</p>																																											
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>揚水機場の再整備を行うことにより、用水供給の安定化や維持管理費の節減を図り、担い手への農地利用集積の拡大を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																											
事業費	事業費	内訳																																										
	7.3 億円	■工事費 6.3 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.9 億円																																										
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2022 年度	完成予定年度	2025 年度																																						
事業内容	揚水機場 1 箇所																																											
II 評価																																												
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の揚水機場は整備後約 30 年が経過していることから老朽化が進み、揚水機の故障などの被害が発生している。その結果、修理や送水圧の調整等に多大な経費と労力が必要となり、農業経営を圧迫する状況となっており、早急の対応が望まれている。そのため、今後も活発な営農状況を維持していくためには、揚水機場の再整備を行うことが必要不可欠である。</p> <p>また、「新たな土地改良の効果算定マニュアル(2015 年 9 月農林水産省農村振興局整備部監修)」に基づき算定した B/C は 1.71 で 1.0 を超えている。</p>																																										
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>揚水機場の老朽化が進み、故障などによる維持費用の増大等、営農に多大な支障をきたしている。また、担い手への農地利用集積を進めるためには、現在の老朽化した揚水機場の改修を行うことで用水供給を安定化させることが必要である。</p>																																									
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・揚水機場</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">7.3</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table>							2021	2022	2023	2024	2025	合計	工種 区分	調査・設計	←→						用地補償費	←→						工事 ・揚水機場		←→					事業費(億円)		7.3					7.3
		2021	2022	2023	2024	2025	合計																																					
工種 区分	調査・設計	←→																																										
	用地補償費	←→																																										
	工事 ・揚水機場		←→																																									
事業費(億円)		7.3					7.3																																					

	2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。	
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。	
Ⅲ 対応方針			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家への農地利用集積率 			